



やるき  
ほんまきまき  
**木佐木**

神奈川県議会議員

日本共産党

2024.8.21

木佐木ただまさ news

発行：党横浜北東地区委員会

横浜市鶴見区潮田 3-147-6

TEL：045-511-1021

Profile

- ▶1984年山口県出身
- ▶鶴見区馬場在住
- ▶神奈川大学法学部卒
- ▶よこはま健康友の会会長
- ▶横浜東民商顧問

## 課題山積の離婚後共同親権の見直しを求めよ

共同親権で家庭裁判所の負担増

2020年

子どもの親権めぐり  
調停・審理  
5098件

審理期間  
平均8か月

衆院・法務委員会で出た指摘

家裁の体制は不十分で  
被害を見逃すおそれある

出典：日テレNEWS

<https://news.yahoo.co.jp/articles/575462d999e19299f940c13548154e3ccaf664c/images/007>

前回に引き続き離婚後共同親権について、解消できない懸念が山積している以上、子どもの最善の利益の観点から国に見直しを迫るよう求めました。これに対して知事は主体的な判断をせず国の様子を伺うというだけの答弁でした。

### 親権は子どもの支配権ではない

**【質問】**親権は子どもの利益のために、監護・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限や義務のことであり、親の子どもに対する支配権ではありません。いま求められているのは、子どもを主体とした「親権」の再定義です。子どもの意見表明権の明記、裁判官、調査官の大幅増員など家庭裁判所の体制強化が不可欠です。

共同親権の導入に理解を示している日本産科婦人科学会など4学会でさえ、離婚後も父母両方の親権者の同意が必要になれば「生命・身体の保護に必要な医療を実施することが不可能あるいは遅延することを懸念」として表明しています。

今でさえ、家裁調査官や裁判官、児童相談所などの人手不足が指摘されており、社会的養護の環境整備も遅れている中で、一層の混乱を呼ぶ離婚後共同

親権の拙速な導入は子どもの最善の利益に資するものとは考えることはできません。

県でも、例えば見相がかかわる事案で離婚後共同親権となっている場合、親権者の意見が異なった際にどのように対応するのかなど苦慮する場面が出てくるのではないのでしょうか。

そこで知事に伺います。2年後に施行となる離婚後共同親権によって、これまでと異なる対応が必要となるものについてどのように想定しているのか、また離婚後共同親権に対して示されている種々の懸念や危険を排することが可能だと考えているのか伺います。そして、子どもの最善の利益を考えるのであれば先般成立した離婚後共同親権について、もう一度見直すことを国に求めるべきと考えますが、知事の認識をお示しください。

### 国の課題整理を見守るだけの県

**【答弁】**「離婚後共同親権によって、これまでと異なる対応が必要となるもの」については、例えば児童相談所の業務などにおいて、離婚後共同親権の導入により、父母双方の同意が必要となる、といったことは想定されます。しかし、現時点ではまだ運用の詳細が示されていないことから、国の検討状況や動向を注視し、必要な情報収集に努めていきます。

「離婚後共同親権に対して示されている種々の懸念や危険を排することが可能」かについても同様に、国の検討状況や動向を注視し、必要な情報収集に努めていきます。

なお、法律の見直しを国に求めることについては、国における課題の整理や検討状況を注視している状況であることから、現時点では考えておりません。

